（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十条第二項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断を定める件の一部改正）

第三十二条　貨物自動車運送事業輸送安全規則第十条第二項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断を定める件（平成二十三年国土交通省告示第千百九号）の一部を次のように改正する。

一の項中「適性診断を実施する者の」を削る。

三の項中「名称、対象及び内容」を「種類」に改め、同項の表を削り、同項に次のように加える。

特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千三百六十六号）第二章４に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

附　則

（施行期日）

1　この告示は、旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令の施行の日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行前に国土交通大臣が認定した次の表の上欄に掲げる特定診断Ⅰ、特定診断Ⅱ、初任診断又は適齢診断は、それぞれ国土交通大臣が認定した同表の下欄に掲げる特定診断Ⅰ、特定診断Ⅱ、初任診断又は適齢診断とみなす。

第四条による改正前の貨物自動車運送事業輸送安全規則第十条第二項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断を定める件（平成十三年国土交通省告示第千四百三号）三の項の表に掲げる特定診断Ⅰ、特定診断Ⅱ、初任診断又は適齢診断	第二条による改正後の貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針第二章４に規定する特定診断Ⅰ、特定診断Ⅱ、初任診断又は適齢診断
第六条による改正前の旅客自動車運送事業運輸規則第三十八条第二項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断を定める件（平成十四年国土交通省告示第四十五号）三の項の表に掲げる特定診断Ⅰ、特定診断Ⅱ、初任診断又は適齢診断	第五条による改正後の旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針第二章４に規定する特定診断Ⅰ、特定診断Ⅱ、初任診断又は適齢診断
第八条による改正前の貨物自動車運送事業輸送安全規則第十条第二項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断を定める件（平成十五年国土交通省告示第九百八号）三の項の表に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断	第二条による改正後の貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針第二章４に規定する特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断
第九条による改正前の貨物自動車運送事業輸送安全規則第十条第二項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断を定める件（平成十五年国土交通省告示第九百九号）三の項の表に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断	
第十条による改正前の貨物自動車運送事業輸送安全規則第十条第二項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断を定める件（平成十六年国土交通省告示第百八十三号）三の項の表に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断	

第十一条による改正前の貨物自動車運送事業輸送安全規則第十条第二項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断を定める件（平成十六年国土交通省告示第千四百二十三号）三の項の表に掲げる初任診断及び適齢診断	第二条による改正後の貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針第二章４に規定する初任診断及び適齢診断
第十二条による改正前の貨物自動車運送事業輸送安全規則第十条第二項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断を定める件（平成十八年国土交通省告示第三百十八号）三の項の表に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断	第二条による改正後の貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針第二章４に規定する特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断
第十五条による改正前の旅客自動車運送事業運輸規則第三十八条第二項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断を定める件（平成十八年国土交通省告示第千四百七十三号）三の項の表に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断	第五条による改正後の旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針第二章４に規定する特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断
第十六条による改正前の旅客自動車運送事業運輸規則第三十八条第二項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断を定める件（平成十九年国土交通省告示第千四百九十三号）三の項の表に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断	
第十七条による改正前の貨物自動車運送事業輸送安全規則第十条第二項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断を定める件（平成十九年国土交通省告示第千四百九十四号）三の項の表に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断	第二条による改正後の貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針第二章４に規定する特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断
第十八条による改正前の旅客自動車運送事業運輸規則第三十八条第二項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断を定める件（平成二十年国土交通省告示第千二百二十五号）三の項の表に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断	第五条による改正後の旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針第二章４に規定する特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断
第十九条による改正前の貨物自動車運送事業輸送安全規則第十条第二項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断を定める件（平成二十年国土交通省告示第千二百二十六号）三の項の表に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断	第二条による改正後の貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針第二章４に規定する特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断
第二十条による改正前の旅客自動車運送事業運輸規則第三十八条第二項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断を定める件（平成二十二年国土交通省告示第千三百十号）三の項の表に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断	第五条による改正後の旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針第二章４に規定する特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断
第二十一条による改正前の貨物自動車運送事業輸送安全規則第十条第二項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断を定める件（平成二十二年国土交通省告示第千三百十一号）三の項の表に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断	第二条による改正後の貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針第二章４に規定する特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断